国民健康保険高齢受給者証をお持ちの皆様へ

平成２０年４月から平成２１年３月までの１年間、医療機関での窓口負担がこれまでどおり１割に据え置かれます。（３割負担の方は、今までどおりです）

医療制度改正により、医療機関での窓口負担が1割の方は4月から2割に変更になる予定でしたが、これが凍結されることになりました。

そのため、現在使用されている国民健康保険高齢受給者証を差し替えることになります。

新しい国民健康保険高齢受給者証は3月下旬に送付しますので、ご確認ください。

**ここが変わります。
そのため、差し替えが必要となります。**

栃木県後期高齢者医療の保険料に関するお知らせ

平成20年4月1日より、これまで老人保健制度に加入していた75歳以上の方（65歳以上で一定の障害をお持ちで加入を希望する方を含む）は、これまでの保険制度から抜けて、後期高齢者医療制度へ加入することになります。

後期高齢者医療制度の
- ○保険料率は、原則として県内均一になります。（保険料は個人の所得により異なります）
- ○保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課されます。
- ○保険料は、均等割（応益割）と所得割（応能割）から算定されます。

栃木県では

均等割　37,800円（年間）　＋　所得割　7.14％（所得割率）　＝　保険料　県平均年額58,800円（軽減措置実施後の金額）

※均等割とは、被保険者、全員に等しくご負担いただく部分です。
※所得割とは、制度を受ける方の所得に応じてかかる部分です。

《軽減措置》

所得の少ない方に関して、次の基準に基づき均等割額の軽減措置が行われます。

- ●7割軽減：総所得金額等≦基礎控除額（33万円）
- ●5割軽減：総所得金額等≦基礎控除額（33万円）＋24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主除く）
- ●2割軽減：総所得金額等≦基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者数

《これまで社会保険の被扶養者のため、保険料を負担してこなかった方への特例措置》

加入日の前日に被用者保険の被扶養者であった方については、加入月から2年間は、均等割のみが賦課されると共に、それを半額に軽減することとされています。

しかし、平成20年度に限り、4月から9月までの6か月間は無料とされると共に、10月から平成21年3月までは均等割が年額の19／20（95％）軽減されることとなります。

《実際の例》　年金収入のみの方の一例

年金収入　79万円　単身世帯の方の場合　→年額11,300円（7割軽減）
年金収入　165万円　単身世帯の方の場合　→年額19,900円（7割軽減）
年金収入　208万円　単身世帯の方の場合　→年額77,000円
年金収入　192万円（夫）年金収入79万円（妻）の二人世帯の場合　→年額46,700円（夫・5割軽減）
→年額18,900円（妻・5割軽減）